

## Re プロジェクトについて（在宅高齢者支援事業分）

- 令和6年6月に政策財務部から、「財務体質の改善を目的として、実施計画（令和7～9年度）における新規提案の受付を原則停止と、経常経費等の見直し（“『Re [アールイー]』プロジェクト”）を始動させる」ことが示された。
- 今後も健全な財政運営を維持し、実施計画における新規提案の受付を早期に再開させるためには、これまでの事業を見直し財源の捻出を図っていく必要がある。
- 高齢者福祉課では、配食サービス、寝具乾燥サービス、日常生活用具給付（電話・電磁調理器）、徘徊高齢者捜索業務（徘徊探知機）事業等が見直しの候補となった。

### 1 配食サービス事業

#### （1）概要

高齢者または身体障がい者のみの世帯で、調理が困難で安否確認が必要な高齢者に対し、栄養バランスの摂れた「昼食」を配食するもの。全額一般財源。

1食あたりの利用者負担は400円（市負担356円）。

#### 【第9期計画 配食サービス事業】

区分	第8期計画実績値			第9期計画推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度
実人数	148人	150人	117人	99人	160人	163人
延べ利用食数	19,978食	21,798食	18,746食	14,478食	25,500食	26,200食

#### （2）見直しの対象となった主な理由

- ・安否確認を含めた配食サービスを展開する民間事業者の増加。
- ・その他 ICT を活用した安否確認サービスも普及しつつある。
- ・食事を公費で負担することについて再考する必要がある。
- ・公的健康保険における食事療養費も1食当たり490円が自己負担。

#### （3）担当課としての見解

- ・民間で見守りも含め、かつ健康にも留意した配食サービスを行う事業者が増えている。
- ・現利用者の中には、貧困から当該事業による食事だけがしっかり栄養の摂れる機会となっている方もいる。
- ・経済的支援の側面も考慮する必要がある。

#### (4) 事業見直しの方向性

- ・財源を介護保険の市町村特別給付事業とすること。
- ・現行と同じ対象者を想定（課税・非課税は問わない）。
- ・現在対応できていない治療食も選択できるよう、事業内容の拡充を検討。

## 2 寝具乾燥サービス事業

### (1) 概要

居宅において、身体的理由などにより寝具乾燥が困難な高齢者または身体障がい者のみの世帯の方に対し、月2回寝具乾燥、年1回水洗いを行うもの。利用者の自己負担は無し。

1回あたりの利用者負担無し（税込市負担 乾燥2,310円、水洗7,150円）。

#### 【第9期計画 寝具乾燥サービス事業】

区分	第8期計画実績値			第9期計画推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度
実人数	91人	90人	74人	67人	106人	112人
延べ利用回数	1,491回	1,579回	1,403回	1,262回	1,867回	1,980回

### (2) 見直しの対象となった主な理由

- ・市販の布団乾燥機が一般化している。
- ・頻度を見直す余地がある。
- ・介護保険サービスを活用しヘルパーなどが対応することで、寝具乾燥が可能。

### (3) 担当課としての見解

- ・利用者数及び新規利用者数はR3年度をピークに激減している。これは布団の性能向上、ベッド利用者数の増加（マットレスは本事業では対応不可）や安価な布団乾燥機の普及によるものと考えられる。
- ・一般の方と利用者の方との布団乾燥の実情（丸洗いは一般的とは言えない）。
- ・代替え案の一つとして、寝具乾燥実施業者の紹介。
- ・事業を実施している市も利用実績は少ない。
- ・利用人数が少ないため事業を廃止した市もある（2市）。

### (4) 事業見直しの方向性

- ・本事業は月2回の乾燥、年1回的水洗いを実施しているが、布団性能や種類が変化し、安価な布団乾燥機が普及している社会実情に即さない内容である。
- ・布団乾燥機の使用、介護サービスのヘルパー利用による寝具乾燥が可能と考えられることから事業を廃止。

### 3 日常生活用具給付等事業

#### (1) 概要

(日常生活用具給付) 認知症など火災の危険がある独居高齢者に対し、電磁調理器を給付するもの。

(高齢者電話貸与) 市民税非課税世帯で固定電話の連絡先確保が必要な独居高齢者に対し、固定電話の貸出・回線の貸与を行うもの。

#### 【第9期計画 日常生活用具給付等事業】

区分	第8期計画実績値			第9期計画推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度
電磁調理器 利用件数	1件	2件	1件	0件	3件	3件
高齢者電話 利用実人数	44人	40人	33件	29人	44人	44人

#### (2) 見直しの対象となった主な理由

- ・事業の役割を終えている。(携帯電話・電磁調理器が一般化する中で、支援ニーズが減少)
- ・利用実績が減少している。(電話：新規1件【R5】、電磁調理器：1件【R5】)
- ・非課税世帯に対しての支援策が十分に確保されている。
- ・物品による支援の必要性について再考する必要がある。

#### (3) 担当課としての見解

- ・環境省が2020年に委託した台所用コンロの使用実態調査では「IHクッキングヒーターなどの電気コンロ」の普及率は全体で25.4%となっている。普及は4件に1件の割合となっており、電磁調理器給付のニーズは少ない。
- ・事業を開始した平成13年に比べ、モバイル端末(携帯電話、PHS、スマートフォン)が普及しているため、固定電話貸与のニーズは少なく、本事業においても利用実績が年々減少傾向にある。
- ・代替え案として、携帯電話契約にお困りの方へ向けた携帯電話等サービスを提供している事業者一覧があり、安価な費用でモバイル端末を入手できるため、生活困窮者へ向けた支援策が確保されている。
- ・非課税世帯の高齢者を対象としているが、現在利用している25名のうち21名が生活保護受給者である。高齢者の生活保護受給者の中には、自身の生活保護費の中から電話料金を捻出している方も一定数いると想定されるため、公平性・公正性の観点からも事業の運用に疑義が生じる。

(4) 事業見直しの方向性

- ・電磁調理器は、新規の給付を行わないものとする。(廃止)
- ・高齢者電話は、R6.9.1時点で25名利用中（うち緊急時連絡システム利用者17名）。緊急時連絡システムを利用するため、高齢者電話を利用している世帯がいることから新規の受付は終了し、現在の利用者が終了となるまで運用するなど、検討を継続する。

#### 4 徘徊探知機貸与事業（認知症施策の推進）

(1) 概要

介護保険の要介護認定を受けた徘徊のある高齢者等を在宅介護する方に対し、小型のGPS発信機を貸与するもの。

利用者負担 500 円/月（税込市負担 2,800 円/月+初回登録料）

【第9期計画 徘徊探知機貸与事業】

区分	第8期計画実績値			第9期計画推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度
貸与台数	34台	29台	17台	9台	22台	22台

(2) 見直しの対象となった主な理由

- ・携帯電話やウェアラブル端末など、GPSを搭載した機器が一般に普及している。
- ・民間サービスが普及しつつある。
- ・利用者ニーズが減少している。(新規2件【R5】)

(3) 担当課としての見解

- ・事業を開始した平成14年に比べ、GPS機器は一般化していて、自ら位置情報の取得や確認が可能な環境になっている。
- ・複数の民間事業者が同様のサービスを提供しており、行政でなければできない事業ではない。
- ・事業実施状況調査(R4年度)では、県内54自治体のうち23自治体(約42%)が同様の事業を実施していない。

(4) 事業見直しの方向性

- ・事業を廃止する（現利用者への激変緩和のため、猶予期間を設ける）。